省　　令

○厚生労働省令第七十六号

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は養育する」を「、かつ、生計を同じくする児童、その者が監護する児童又はその者が養育する児童であつて、」に、「該当する児童」を「該当するもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　受給資格者が父（母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

第一条第三号中「（母が当該児童を懐胎した当該婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四号及び第五号ロ中「父」の下に「又は母」を加え、同条第八号中「母」を「父若しくは母」に改める。

第二条第二号中「前条第二号、第三号」を「前条第一号の二から第三号まで」に改める。

第三条の三第一項中「母に限る」を「養育者を除く」に改め、同項第一号イ中「雇用契約書」を「雇用されていることを証明することができる書類」に改める。

第四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　受給者が父である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

第四条第四号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第一号ニ」に、「又は」を「若しくは」に、「第三号の二」を「前号」に改め、「同じ。）」の下に「又は同項第二号ニに規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第六号及び第七号において同じ。）」を、「父」の下に「又は母」を加え、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は令第一条の三第一号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき」を加え、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は令第一条の三第二号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき」を、「父」の下に「又は母」を加え、同条第七号中「監護し又は」を「監護し若しくは」に改め、「とき」の下に「又は令第一条の三第四号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき」を加える。

第二十六条第一項中「父」の下に「又は母」を加える。

様式第一号（表面）の⑪の欄中「昭和・平成　・　・　・　生」を「平成　・　・　・　生」に改め、同⑬の欄中「父は養育」を「等」に、「昭和・平成　・　・　・　」を「平成　・　・　・　」に改め、同⑮の欄中「父の状況」を「父母の状況について（該当するものに○をする）」に改め、「の女子の子」を削り、同⑱の欄中「父又は」を「父若しくは」に、「父の」を「父若しくは母の」に改め、同⑲の欄中「父母」を「父又は父」に改め、同⑳の欄中「寡婦・寡婦控除・寡婦控除特別加算」を「寡婦控除（請求者が父の場合は控除しない。）」に、「寡・勤」を「寡・寡特・勤」に改め、同様式（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の4中「あなた」を「等（あなたが母の場合には監護し、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）」に改め、同6中「父又は」を「父若しくは」に、「、「遺族補償」又は」を「若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて」に、「場合に」を「ときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を」に改め、同7中「場合」を「場合に」に改め、同11中「監護する」を削り、「父から」を「父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、」に、「又は」を「若しくは父又は」に改め、同12中「額」を「額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額」に改め、同13の②中「である場合に」を「であり、」に、「しないで」を「していない場合には、」に、「ときは、その事実」を「こと」に改め、同13中㋑を㋺とし、㋺を㋩とし、同⑤中「㋑父」を「㋑父又は母」に改め、同⑤を同⑥とし、同④中「父」を「父若しくは母」に、「場合」を「場合に」に、「とき」を「ときに」に、「その他」を「その他認定又は診査に際し必要と認められるもの」に改め、同④を同⑤とし、同③中「母以外」を「母又は父以外」に、「場合」を「場合に」に改め、同③を同④とし、同②の次に次のように加える。

(3)　請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類

様式第一号㋑（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋺（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋩（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋥（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋭（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋬（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式裏面の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋣（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意の1中「父」を「父又は母」に改める。

様式第一号㋠（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削る。

様式第二号（表面）の⑥の欄中「昭和・平成　年　月　日生」を「平成　年　月　日生」に改め、同⑨の欄中「又は養育」を「等」に、「昭和・平成　年　月　日」を「平成　年　月　日」に改め、同⑪の欄中「父」を「父又は母」に、「イロハニホヘトチリヌルヲワ」に改め、同⑫の欄中「父が」を「父又は母が」に、「父の」を「父又は母の」に改め、同様式（表面）中「（日本工業規格A列4番）」を削り、同様式（裏面）の注意中10を11とし、同9中「います」を「いう」に改め、同9を同10とし、同8中「新たに手当の支給の対象となる児童の父と従来から手当の支給の対象となつていた児童の父が同じときは、ニ及びホの書類は添える必要はありません。また、その他の書類についても」を「書類については」に改め、くを削り、同ホ中「父」を「父又は母」に改め、同ホを同くとし、同ニを削り、同ヘ中「母以外」を「母又は父以外」に改め、同ヘを同ニとし、その次に次のように加える。

ホ　新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃がいよう・胃がん・十二指腸かいよう・肉臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの